



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年8月29日金曜日 第1487号

◇ 目 次 ◇ 規 則

と畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 921

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定..... 927
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 928
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更... 928
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 928
- 指定居宅サービス事業の廃止..... 928
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... 929
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 929
- 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 930
- 土地改良事業の工事の完了..... 930
- 建設業者の許可の取消し..... 930
- 愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 931
- 道路の区域変更（県道国領高木線）..... 931
- 道路の供用開始（ " ）..... 931
- 開発行為に関する工事の完了..... 931
- 道路の位置の指定..... 931

訓 令

と畜場法施行手続等の一部を改正する訓令..... 932

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 933

規 則

○愛媛県規則第59号

と畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

と畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（と畜場法施行細則の一部改正）

第1条 と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行細則

第1条の見出し中「と畜場設置許可申請」を「と畜場設置許可申請」に改め、同条中「と畜場法（）」を「と畜場法（）」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に、「と畜場の」を「と畜場の」に、「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「外」を「ほか」に、「附近」を「付近」に改める。

第2条中「第3条第3項」を「第4条第3項」に、「と

畜場」を「と畜場」に改める。

第3条中「第4条第2項」を「第5条第2項の規定」に、「と畜場」を「と畜場」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（衛生管理責任者等の配置等の届出）

第3条の2 法第7条第6項（法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者等の配置等の届出は、別記様式第2号の2による届出書によらなければならない。

第4条の見出し中「と殺料」を「とさつ解体料」に改め、同条第1項中「と畜場使用料及びと殺料」を「と畜場使用料及びとさつ解体料」に、「第8条」を「第12条第1項」に、「別記様式第3号」を「別記様式第3号」に改める。

第5条の見出し中「自家用と殺」を「自家用とさつ」に改め、同条第1項中「第9条第1項第1号による自家用と殺」を「第13条第1項第1号の規定による自家用とさつ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（と畜場外への持ち出しの許可の申請）

第5条の2 法第14条第3項第2号の規定により知事の許可を得ようとする者は、別記様式第6号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

第6条の前に見出しとして「（公衆衛生上必要な措置）」を付し、同条中「第5条」を「第6条」に改め、同条第1号中「下付した」を「交付した」に、「と畜場に出入させない」を「と畜場に出入りさせない」に改め、同条第2号中「と畜従業者」を「と畜従業者」に、「出入させない」を「出入りさせない」に改め、同条第3号中「第9条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同条第4号中「と畜場」を「と畜場」に改める。

第7条中「第6条」を「第9条」に改め、同条第1号中「下付したと畜従事証」を「交付したと畜従事証」に改め、同条第2号及び第3号中「と畜従事者」を「と畜従事者」に改め、同条第5号中「と殺」を「とさつ」に改め、同条第8号中「おびて」を「帯びて」に改める。

第8条の見出しを「（と畜場外とさつ許可の申請）」に改め、同条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「第3条第2号」を「第4条第2号」に、「と殺解体しよう」を「とさつしよう」に改める。

第9条の見出し中「と畜検査」を「と畜検査」に改め、同条中「第4条」を「第7条」に改め、同条ただし書中「と畜頭数」を「と畜頭数」に改める。

第10条中「第8条」を「第17条」に、「と畜場番号は」を「と畜場番号は」に改め、同条の表中「と畜場名」を「と畜場名」に、「と畜場番号」を「と畜場番号」に改め、同表愛媛県畜産試験場付設簡易と畜場の項を削る。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第3条の2関係)

衛生管理責任者(作業衛生責任者)配置・変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者

住 所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
氏 名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

と 畜 場	名 称		
	所 在 地		
配 置 又 は 変 更 の 区 分			配 置 ・ 変 更
衛 生 管 理 責 任 者 (配 置 又 変 更 後	氏 名	
		住 所	
		生 年 月 日	年 月 日
作 業 衛 生 責 任 者)	変 更 前	氏 名	
		住 所	
		生 年 月 日	年 月 日
法 第 7 条 第 5 項 各 号 の う ち 該 当 す る も の			第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号
配 置 又 は 変 更 の 年 月 日			年 月 日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 衛生管理責任者(作業衛生責任者)がと畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第5項各号(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

様式第3号中「と畜場使用料(と殺解体料)認可申請書」を「と畜場使用料(とさつ解体料)認可申請書」に、「と殺解体料) を 「とさつ解体料) に改める。
につき認可を受」 につき認可を受」

様式第4号中「自家用と殺届出書」を「自家用とさつ届出書」に改め、同様式1及び2中「と殺」を「とさつ」に改め、同様式3中「と殺する」を「とさつする」に改める。

。様式第5号中「第9条」を「第8条」に、「と畜場外と殺許可申請書」を「と畜場外とさつ許可申請書」に改め、同様式1及び2中「と殺」を「とさつ」に改め、同様式4中「と殺理由」を「とさつ理由」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「第3条第2号」を「第4条第2号」に改める。

様式第6号中「自家用と殺証明書」を「自家用とさつ証明書」に、「と殺である」を「とさつである」に改め、同様式1及び2中「と殺」を「とさつ」に改め、同様式中「保健所長」を「食肉衛生検査センター所長」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2 (第5条の2関係)

様式第6号の2 (その1) (牛の皮又は卵巢用)

<p>と畜場外への持ち出し許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</p>		
と畜場	<p>名 称</p> <hr/> <p>所 在 地</p>	<p>(電話番号その他連絡方法)</p>
持ち出し期間		年 月 日から 年 月 日まで
個 体 識 別 方 法		
持ち出し者	<p>氏名又は名称</p> <hr/> <p>住所又は 所在地</p>	<p>(電話番号その他連絡方法)</p>
運 搬 方 法		
保 存 者	<p>氏名又は名称</p> <hr/> <p>住所又は 所在地</p>	<p>(電話番号その他連絡方法)</p>
保 存 施 設	<p>名 称</p> <hr/> <p>所 在 地</p>	<p>(電話番号その他連絡方法)</p>
保 存 方 法		
紛 失 防 止 措 置		
そ の 他		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号の2(その2) (焼却する獣畜の肉等用)

と畜場外への持ち出し許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

申請者

住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

と畜場	名称	
	所在地	(電話番号その他連絡方法)
持ち出し年月日		年 月 日
持ち出し者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	(電話番号その他連絡方法)
運搬方法		
焼却者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
焼却施設	名称	
	所在地	(電話番号その他連絡方法)
その他		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号（第7条関係）」に改め、同様式（表）中「㊦」を「㊧」に改め、同様式（裏）注意事項5中「と殺または」を「とさつ又は」に改め、同様式（裏）注意事項6中「行なわない」を「行わない」に改め、同様式（裏）注意事項7中「喧噪」を「喧噪」に改め、同様式（裏）注意事項8中「おびて」を「帯びて」に改める。

様式第11号（表）中「と殺解体」を「とさつ解体」に、「と畜場法第9条第1項第2号」を「と畜場法第13条第1項第2号」に、「と殺（切迫と殺）」を「とさつ（切迫とさつ）」に、

「 同上理由 場所 」

を

「 同上理由 場所
病歴に関する情報
動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況 」

に改め、同様式（裏）中「㊦型ノ殺体ノノ」を「㊦型ノノノノ」に、「㊦細ノ殺体ノノ」を「㊦細ノノノノ」に改め、同様式（裏）注1中「わく内」を「枠内」に改める。

様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号（第9条関係）」に改め、様式第12号の1（表）中「と畜検査申請書（普通、病畜、切迫）」を「と畜検査申請書（普通、病畜、切迫）」に、「および」を「及び」に、「と畜解体」を

「とさつ解体」に、「と畜場法第9条第1項第2号または」を「と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第2号又は」に、「と殺（切迫と殺）」を「とさつ（切迫とさつ）」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第14条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表5の項左欄の欄中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

様式第8号中「第12条第3項各号」を「第12条第5項各号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際、現に提出されている第1条の規定による改正前のと畜場法施行細則様式第3号、様式第5号、様式第11号及び様式第12号の1の規定による書類並びに現に交付している同規則様式第6号及び様式第10号の規定による書類は、それぞれ同条の規定による改正後のと畜場法施行細則様式第3号、様式第5号、様式第11号及び様式第12号の1の規定による書類並びに同規則様式第6号及び様式第10号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 6 columns: 介護保険事業者番号, 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名, 開設者の主たる事務所の所在地又は住所, サービスの種類, 指定居宅サービス事業所 (名称, 所在地), 指定年月日. Contains 14 rows of service provider information.

3870501081	有限会社日野電子	松山市南高井町1984番地2	訪問介護	ヘルパーステーション ほほえみ	愛媛県新居浜市船木甲 2446番地1	平成15年7月15日
3870103474	有限会社しのはらライフサポート	松山市東方町甲102番地	福祉用具貸与	有限会社しのはらライフサポート福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市東方町甲102番地	平成15年7月23日
3870103482	特定非営利活動法人介護企画あき	松山市南江戸四丁目5番25号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあき	愛媛県松山市富久町143番地2	平成15年7月24日
3873500619	有限会社アンジェロ	松山市別府町3番地27	通所介護	こころ	愛媛県伊予郡松前町大間225	平成15年7月25日
3873500627	医療法人順風会	松山市天山二丁目30番3号	訪問介護	ヘルパーステーション 八倉	愛媛県伊予郡砥部町重光275番地1	平成15年7月31日

○愛媛県告示第1755号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				名称	所在地			
					変更前	変更後		
3870102708	有限会社若葉	松山市内宮町552番地1	訪問介護	若葉訪問介護事業所	愛媛県松山市和気町二丁目935番地5	愛媛県松山市内宮町552-1	平成15年7月29日	

○愛媛県告示第1756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				名称	所在地			
					変更前	変更後		
3870200569	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	訪問入浴	株式会社トーカイ今治出張所	株式会社トーカイ訪問入浴サービス今治出張所	愛媛県今治市桜井二丁目甲1582-1	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成15年7月28日
3870200627	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	福祉用具貸与	株式会社トーカイ福祉用具貸与今治出張所	株式会社トーカイ今治出張所	愛媛県今治市桜井二丁目甲1582-1	愛媛県今治市東村南二丁目2-13	平成15年7月28日

○愛媛県告示第1757号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所				届出年月日
				名称	所在地			
					変更前	変更後		
3870102716	有限会社若葉	松山市内宮町552番地1	居宅介護支援	若葉居宅介護支援事業所	愛媛県松山市和気町二丁目935番地5	愛媛県松山市内宮町552-1	平成15年7月29日	

○愛媛県告示第1758号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870200411	株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	訪問介護	さくら・介護ステーション今治	愛媛県今治市郷新屋敷町5-3-2	平成15年6月30日
3871200196	株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	訪問介護	さくら・介護ステーション東予	愛媛県東予市周布348-8-2F	平成15年6月30日
3857780120	医療法人財団尚温会	伊予市八倉906番地5	福祉用具貸与	老人保健施設伊予ヶ丘	愛媛県伊予市八倉917-1	平成15年7月1日
3813210162	医療法人良仁会	越智郡大三島町宮浦5318番地1	短期入所療養介護	大三島中央病院	愛媛県越智郡大三島町宮浦5318-1	平成15年7月25日

○愛媛県告示第1759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873200103	伯方町	越智郡伯方町木浦1235	居宅介護支援	伯方町地域福祉センター	愛媛県越智郡伯方町木浦3930-1	平成15年6月30日

○愛媛県告示第1760号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン松山三津浜店
松山市大可賀三丁目670番11外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コスモ松山石油株式会社
東京都港区芝浦一丁目1番1号
代表取締役 吉田昌史
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市鳳東町四丁401番地1
代表取締役 疋田耕造
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年4月9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,568平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数

683台

イ 駐輪場の収容台数

390台

ウ 荷さばき施設の面積

265平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

72立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成15年8月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1761号

土居町から協議のあった町営土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）
変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年9月1日から9月30日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第1762号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	長谷下地区	平成15年3月27日

○愛媛県告示第1763号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-12)第13252号	平成12年12月4日	フタガミホームズ(株)	作道 斉一郎	松山市空港通4-7-2	平成15年7月1日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第14654号	平成12年11月14日	松尾建築工務店	松尾 又一	松山市松前町3-1-4	平成15年7月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第4938号	平成14年11月12日	(有)徳永建設	荒井 保	周桑郡小松町大字大郷甲85-1	平成15年7月4日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-12)第3113号	平成12年4月17日	横田電気(有)	横田 宗昭	今治市山路459-3	平成15年7月2日	電気工事業	建設業の廃止
(特-12)第2726号	平成12年9月16日	(株)杉野工務店	藤原 義喜	今治市通町1-6-24	平成15年7月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第15168号	平成14年10月30日	堀江サッシ工業	岡本 正邦	松山市福角町甲862	平成15年7月3日	建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第15127号	平成14年9月12日	太陽興産(株)	松本 芳澄	越智郡菊間町佐方434	平成15年7月4日	とび・土工工事業 塗装工事業	建設業の廃止
(般-14)第1572号	平成14年10月3日	宮本建設(有)	宮本 哲信	西宇和郡三崎町三崎1874	平成15年7月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第12804号	平成14年8月26日	(株)ハウショウ	佐伯 洋行	東予市三津屋東1-5	平成15年7月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第3788号	平成13年2月28日	越智建設	越智 保夫	越智郡大西町大字新町甲776	平成15年7月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第13299号	平成13年2月7日	(有)ムラカミ組	村上 健作	越智郡生名村982-1	平成15年7月22日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第12237号	平成13年5月10日	船田運送(有)	船田 博文	北宇和郡津島町大字高田甲2592	平成15年7月22日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第14790号	平成13年8月8日	(有)宇和島建物管理	上田 千城	宇和島市天神町4-33	平成15年7月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般-11)第2674号	平成12年2月4日	村上建設工業(株)	村上 良男	今治市東村1-8-12	平成15年7月25日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1764号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 常福寺谷川	右岸 西条市大字福武字新田1383番地先から同市大字福武字新田1364番 1 地先まで
	左岸 西条市大字福武字新田1388番 2 地先から同市大字福武字新田1362番 1 地先まで

○愛媛県告示第1765号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3316番 7 から 同町三丁目甲3316番 8 地先まで	旧	メートル 4.0~11.0	キロメートル 0.040	
			新	10.7~11.0	0.040	

○愛媛県告示第1766号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3316番 7 から 同町三丁目甲3316番 8 地先まで	平成15年 8月29日

○愛媛県告示第1767号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局建（開）第18号 平成15年 8月11日	温泉郡重信町大字西岡字木原甲84番 7	温泉郡重信町大字見奈良1474番地 4 渡 部 弘 二
15松局建（開）第19号 平成15年 8月11日	温泉郡重信町大字牛渕字古屋敷367番 1	松山市鷹子町874番地 武 智 三 郎 子 武 智 輝 子 武 智 安 枝 武 智 美 枝 子
15西局丹土（開）第 6 号 平成15年 8月18日	周桑郡丹原町大字田野上方461番 6、461番20、461番40及び461番43	周桑郡丹原町大字今井431番地 東予園芸農業協同組合 代表理事組合長 玉 井 實 雄
15松局伊土換（開）第21号 平成15年 8月19日	伊予市中村甲488番 1	伊予市米湊820番地 伊予市長 中 村 佑

○愛媛県告示第1768号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
川之江市妻鳥町字塚田2081番 1、2081番 9 及び2081番13

- 2 申請人の住所氏名
川之江市上分町 550 番地 1
毛利不動産有限会社
代表取締役 毛利 泰夫
- 3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第23号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所
食肉衛生検査センター

と畜場法施行手続等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加戸守行

と畜場法施行手続等の一部を改正する訓令

(と畜場法施行手続の一部改正)

第1条 と畜場法施行手続(昭和29年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行手続

第1条中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

第2条中「と畜場法施行細則」を「と畜場法施行細則」に、「と畜場新設」を「と畜場新設」に、「次の各号」を「次」に改める。

第3条中「と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第3条第3項」を「法第4条第3項」に改める。

第4条中「公衆衛生上」を「公衆衛生上」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

第5条第2項中「と畜場使用料又はと殺解体料」を「と畜場使用料又はとさつ解体料」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条中「第7条」を「第11条」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「第11条」を「第15条」に、「その」を「その」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条中「第14条第1項又は同条第2項」を「第18条第1項又は第2項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第9条中「と畜場」を「と畜場」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条中「と畜場開場中は」を「と畜場開場中は、」に、「若しくは取締」を「又は取締り」に改める。

第12条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「第5条」を「第8条」に改める。

第13条中「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「第8条」を「第17条」に改める。

第14条中「と殺」を「とさつ」に改める。

(保健所長に対する事務委任規程の一部改正)

第2条 保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓

令第8号)の一部を次のように改正する。

本則第47号中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2業務衛生課の表21の部事務の種類欄中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同部1の項事項欄中「第3条、第14条」を「第4条第1項、第18条第1項」に改め、同部2の項同欄中「第3条」を「第4条第3項」に改め、同部3の項同欄中「第4条」を「第5条第2項」に改め、同部4の項同欄中「と殺解体料」を「とさつ解体料」に、「第8条」を「第12条第1項」に改める。

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「と畜場法(昭和28年法律第114号)第9条第1項第1号」を「と畜場法第13条第1項第1号」に改め、同号を同条第1号の3とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第6項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の配置又は変更の届出を受理すること。

(1)の2 と畜場法第8条(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、衛生管理責任者等の解任を命ずること。

第3条第2号中「と畜場法第9条第3項」を「と畜場法第13条第3項」に、「と殺し」を「とさつし」に改め、同条第3号中「と畜場法第10条」を「と畜場法第14条」に改め、同条第4号中「と畜場法第10条第4項」を「と畜場法第14条第4項」に改め、同条第5号中「と畜場法第12条」を「と畜場法第16条」に改め、同条第6号中「と畜場法第13条」を「と畜場法第17条」に改め、同条第7号中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「第3条第2号」を「第4条第2号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(7)の2 と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定によると畜場外への牛の皮の持ち出しの許可をすること。

(7)の3 と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定によると畜場外への牛の卵巣の持ち出しの許可をすること。

(7)の4 と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定によると畜場外への獣畜の肉等の持ち出しの許可をすること。

(7)の5 と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第12条第3項第3号の規定による報告を受理すること。

第3条第8号中「と畜場法施行細則」を「と畜場法施行細則」に、「下付する」を「交付する」に改め、同条第9号中「と畜場法施行細則」を「と畜場法施行細則」に、「下付する」を「交付する」に改め、同条第15号中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年8月18日	特定非営利活動法人 フロンティア	溝 田 均	愛媛県松山市二番町一丁目11番 地5	この法人は、特定非営利活動促進法第2条 第1項に掲げる活動を行う法人等に対する 支援事業を行うことによって、地域社会の 発展と広く国際社会の平和に寄与すること を目的とする。

